

AMT/NEWSLETTER

Energy

2025 年 12 月

我が国におけるレアアースの開発事業について

弁護士 大槻 由昭

Contents

- I. はじめに
- II. 我が国の領域内におけるレアアース開発事業にかかる現行の法制
- III. おわりに

I. はじめに

ご案内のとおり、レアアースは、スマートフォンや EV などのハイテク製品の製造に欠かせない重要鉱物の一種であるが、昨今、我が国の周辺海域におけるレアアースの開発計画などが新聞報道をにぎわせている¹。そこで、本日は、我が国の領域（EEZ を含む）内におけるレアアースの採掘事業について、その法的側面を含め、一定の考察を加えてみる。

まず、現行のエネルギー基本計画（第 7 次。令和 7 年 2 月策定）において、レアアースについては、以下のような言及がある（同計画の 64 頁）²。

「我が国の領海・排他的経済水域等に賦存する国産海洋鉱物資源である金銀銅等が含まれる海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥については、引き続き国際情勢をにらみつつ、採鉱・揚鉱、選鉱・製錬技術の確立、資源量調査、環境影響把握等の取組を進めていく。」³

そして、レアアースに関して、目下、とくにメディア等の注目を集めているのが、国策の一環として行われている海洋研究開発機構（JAMSTEC）による南鳥島沖のレアアース泥の回収技術の実証試験プロジェクトである⁴。この実証試験は、陸

¹ <https://www.sankei.com/article/20251112-XFJH2DLB7VJJPGOZCEADCO25DY/>等。

² https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf

³ 現行のエネルギー基本計画上におけるレアアースの記載は、かくのごとく比較的あっさりとしている。しかし、レアアースについては、ご案内のとおり、足元の米中対立の激化の煽りなどを受けて、我が国においても、中国に異存しない形でのレアアースのサプライチェーンの構築が、喫緊の課題となっており、それに伴って、メディア報道なども過熱化している（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB1489H0U5A111C2000000/>等）。

⁴ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOSG07B390X01C25A0000000/>等。

域ではなく数千メートルの海底からレアアース泥(レアアースを高濃度に含む粘土状の堆積物のこと)を採取するための技術として、世界でも初めての試みとのことであり⁵、注目に値する⁶。

II. 我が国の領域内におけるレアアース開発事業にかかる現行の法制

以下では、我が国の領域(主に、EEZを含む海域)における、レアアースの開発事業にかかる鉱業法上の整理を試みることにする。

まず既報のとおり、2022年の鉱業法の改正により、レアアースが、「希土類金属」として、同法の対象鉱物に加わった⁷。そして、レアアースを含む「希土類金属」は、同法上の「特定鉱物」に指定されている(「鉱業法第六条の二の鉱物及び同法第七十条の三の特定鉱物を定める政令」の第1項第3号)。よって、我が国の領土・領海(EEZを含む)⁸内におけるレアアースの開発(掘採)行為については、鉱業法の規制、特に「特定鉱物」にかかる規制に服することとなった。具体的には、以下のとおりである。

まず、レアアース(すなわち「希土類金属」)に限った論点ではないが、前提として、鉱業権(試掘権又は採掘権)を取得する以前の「探査」と呼ばれる活動について概説する。

探査について、鉱業法の第100条の2は、「*鉱物の探査(鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査(鉱物の掘採を伴わないものに限る。))であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。))を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。*」と定める。ここで問題となるのは、「探査」の定義として、「*鉱物の掘採を伴わないものに限る*」とされている点である。すなわち、鉱物の「掘採」を伴う行為は、「探査」ではなく、「試掘」ないし「採掘」行為となり、試掘権又は採掘権を取得しない限り、これを行うことは禁止されている(鉱業法第7条参照)。

ここで、鉱業法上、「掘採(する)」という語句には、必ずしも明確な定義が与えられていない。よって、「掘採」という(一般的な)語義から判断するしかないところ、「掘採」とは、一般に、鉱物の採取を目的として土地を掘削し、又は発見された鉱物を採取する行為を言うとして理解されているから、鉱業法の第100条の2にいう「探査」とは、基本的に土地の掘削を伴わない行為を言うものと解される⁹。なお、同条に定める経済産業大臣の「許可」が必要となる「探査」とは、同条に定める「地震探鉱法」¹⁰に加えて、「電磁法」¹¹及び「集中的サンプリング探査法」¹²(鉱業法施行規則第44条の2第2項)の合計3種類である¹³。

⁵ https://www.jamstec.go.jp/j/about/press_release/20221018/等。

⁶ 一部の報道によると、JAMSTECによる来年1月開始予定の実証試験において、試験掘削等が行われるという報道がなされているが、後述のとおり、当該実証試験の対象区域(海域)について、未だ鉱業法上の試掘権や採掘権は、設定がされていない。よって、当該実証試験は、鉱業法上は、あくまでも「探査」行為(後述参照)に留まるものと理解される。

⁷ 当職のニュースレター(2022年12月号)参照:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/221216.pdf

⁸ 鉱業法の(地理的な)適用範囲にEEZが含まれるかどうか、一応議論の余地はあるが、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律の第3条第1号に、「排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理(以下略)」が掲げられているため、少なくとも国内法の観点からは疑義がないと理解される。

⁹ もっとも、「土地の掘削」とは言っても、様々な態様、程度や手法があるところであり、なおかつ、陸域における掘削と海域におけるそれとを同一に論じることも適当ではない。つまり「土地の掘削」すなわち「掘採」行為に該当するかは、個別具体的に判断される。

¹⁰ 人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法のこと。

¹¹ 電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法のこと。

¹² 底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法のこと。

¹³ 逆に言うと、これら3種類以外の手法による「探査」行為については、経済産業大臣の許可を要しない。

他方、上記の「探査」の結果として、実際に対象鉱物(本稿では、特定鉱物たるレアアースを対象としている)の所在が確認された暁には、鉱業権(試掘権又は採掘権)を取得し、鉱物を「掘採」するフェーズに移行する。この点(レアアースの「掘採」作業にかかる鉱業権の取得)について、前記のとおり、レアアースが「特定鉱物」として指定されたことにより、一般鉱物とは異なる鉱業権の取得(設定)のプロセスを経ることになる。具体的には、以下のとおりである。

まず、経済産業大臣は、「特定鉱物」(前述のとおり、レアアースがこれに含まれる)の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域に関し、適切な開発能力を有する開発者を選定するために必要があるときは、当該区域を「特定区域」として指定する(鉱業法第 38 条第 1 項)。そして、「特定区域」を指定したときは、開発者の募集に係る実施要項が定められる(同条第 3 項)。それと同時に、これらの旨の公示がなされる(同条第 7 項)。

ここで、本稿の作成日現在、我が国の領域(EEZ を含む)内のレアアースの開発事業について、上記の「特定区域」が指定されたという情報は確認できていない。すなわち、レアアースにかかる鉱業権について、上記の「公示」がなされていない状況である。したがって、本稿の作成日現在、レアアースの開発事業について鉱業権(試掘権又は採掘権)が設定された事例は、未だ存在していないということになる。

以下は、仮定の議論となるが、仮に、今後レアアースの開発事業について、上記でいう「特定区域」の指定がなされたという場面を想定すると、前述のとおり、当該「特定区域」にかかる鉱業権を設定するため、適切な開発能力を有する開発者の選定プロセスが行われることとなる。具体的には、以下のとおりである。

まず、特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該「特定区域」に係る実施要項に従って経済産業大臣に申請し、その許可を受けなければならない(鉱業法第 39 条第 1 項)。当該申請の際に、特に提出を要する書類が、「事業計画書」である(同条第 2 項)。

「事業計画書」には、以下の事項を記載しなければならない(同条第 3 項各号)¹⁴。

- ① 該当期間中の特定鉱物の掘採計画
- ② 掘採の方法
- ③ 掘採を行うための資金計画
- ④ 掘採を行うための体制
- ⑤ 予想される鉱害の範囲及び態様¹⁵
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に関し経済産業省令で定める事項

このうち、⑥(特定鉱物の掘採に関し経済産業省令で定める事項)とは、以下である(同法施行規則第 22 条の 3 各号)。

- (i) 目的とする特定鉱物又はそれと類似のものに関する掘採の実績
- (ii) 鉱業権の設定を受けようとする区域における探査の実績及び探査で得られた情報を踏まえた鉱床の評価
- (iii) 採掘権の設定を受けようとする区域における試掘の実績及び試掘で得られた情報を踏まえた鉱床の評価(採掘権の申請の場合に限る。)

¹⁴ この「事業計画書」の記載事項について、一般鉱物(特定鉱物以外の鉱物)にかかる鉱業権の設定申請時にも、同様の「事業計画書」の提出を要することとされていることを、以下ご参考までに記載する。すなわち、特定鉱物以外の一般鉱物の鉱業権の申請にかかる「事業計画書」は、鉱業法施行規則第 4 条第 3 項の第 2 号に基づいて、その提出が求められているところ、かかる「事業計画書」の様式は、同施行規則の様式第 2 の 1 として定められている。かかる様式第 2 の 1(一般鉱物にかかるもの)に記載されている項目は、本稿の本文中に記載した、特定鉱物にかかる「事業計画書」の記載項目と、ほぼ同一となっている。

¹⁵ この「予想される鉱害の範囲及び態様」という項目について、鉱業法の条文自体には詳細が書かれていない。しかし、特定鉱物にかかる「事業計画書」の雛型を定める鉱業法施行規則の様式第 13 の 2 によれば、この「予想される鉱害の範囲及び態様」として、以下の各項目が掲げられている:①土地の掘さくによるもの、②坑水又は廃水の放流によるもの、③捨石又は鉱さいのたい積によるもの、④鉱煙の排出によるもの、⑤その他の原因によるもの。なお、これらの事項(①乃至⑤)は、前掲脚注 14 で言及した、一般鉱物用の「事業計画書」(様式第 2 の 1)の「予想される鉱害の範囲及び態様」の項目と完全に一致している。

- (iv) 特定鉱物の販路(採掘権の申請の場合に限る。)その他必要な事項

III. おわりに

以上のとおり、我が国の領域(EEZ を含む)におけるレアアースの開発にかかる鉱業法上の論点を中心に概説した。レアアースの獲得や国内(EEZ を含む)での開発事業については、昨今の政治社会情勢等を踏まえ、引き続き、その動向が注目される。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 大槻 由昭 (yoshiaki.otsuki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。